

議案第4号

大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月16日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

大網白里市中小企業資金融資条例（昭和46年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条第1号中「法」を「中小企業信用保険法」に、「営む者」を「営むもの」に改め、同条第2号中「第2条第23項各号」を「第2条第24項各号」に改める。

第3条第2項第1号ア中「第2条第23項第1号」を「第2条第24項第1号」に改め、同号イ中「第2条第23項第2号」を「第2条第24項第2号」に改め、同号ウ中「第2条第23項第3号及び第5号」を「第2条第24項第3号及び第5号」に改め、同号エ中「第2条第23項第4号及び第6号」を「第2条第24項第4号及び第6号」に改める。

第5条の表創業支援資金の項運転資金の目中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に、「第113条第1項」を「第127条第1項」に、「創業支援実施計画」を「創業支援等事業計画（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）附則第10条の規定により創業支援等事業計画とみなされた創業支援事業計画を含む。）」に、「特定創業支援事業による」を「特定創業支援等事業による」に、「特定創業支援事業者」を「特定創業支援等事業者」に改め、同項設備資金の目中「特定創業支援事業者」を「特定創業支援等事業者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大網白里市中小企業資金融資条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請された資金の融資について適用し、同日前に申請された資金の融資については、なお従前の例による。